

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月15日

佐賀県人事委員会委員長 坂本 洋介

**佐賀県人事委員会規則第4号**

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第10条の2関係）			別表（第10条の2関係）		
採用試験の種類	区分	対象となる職	採用試験の種類	区分	対象となる職
佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）	略		佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）	略	
	教育行政	略		教育行政	略
	心理	略		<u>警察行政</u>	<u>主として警察行政に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>
	略			心理	略
	社会福祉	略		略	
	<u>警察事務</u>	<u>主として警察事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</u>		社会福祉	略
	少年補導職員	略		少年補導職員	略
略		略			
佐賀県職員採	略		佐賀県職員採	略	

改正前			改正後		
用試験（高等学校卒業程度）	<u>警察事務</u>	主として <u>警察事務</u> に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	用試験（高等学校卒業程度）	<u>警察行政</u>	主として <u>警察行政</u> に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。